

令和3年福島県沖を震源とする地震による災害により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置について

このたびの地震により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの地震で災害救助法が適用された地域および隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきますので、大変恐れ入りますが、ご希望されるお客さまは当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、本日時点での特別措置の適用地域については、2021年2月14日に国の定める災害救助法の適用地域および、当該地域に隣接する地域となります。最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご参照ください。また、適用地域に更新があった場合、当社HP上でもお知らせいたします。

別紙：当社による電気料金等の特別措置対象地域

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、2月22日（月）から3月31日（水）までの間の受付時間中に、次の連絡先までご連絡をお願いいたします。

ENEOSでんき 特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 (受付時間：午前9時～午後5時 [第3日曜日と年末年始を除く])

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2021年2月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。
ただし、請求金額が確定しており、2月分の支払い期日の延長ができない場合は、2021年3月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2021年2月分または3月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2021年2月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、2月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2021年3月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、2月分の電気料金を3月分以後の電気料金と合算(3月分の電気料金の場合は、4月分以後の電気料金といたします。)してご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

以 上